

議案第6号

公益社団法人広島県薬剤師会保険薬局部会 負担金納付規程の一部改正について（案）

公益社団法人広島県薬剤師会保険薬局部会負担金納付規程を、次のとおり改正することについて、総会の承認を求める。

1. 改定内容

前	後
第1条 広島県薬剤師会保険薬局部会（以下「本部会」という。）は本部会規程第5条に定めるところにより、本規程による負担金を保険薬局部会員（以下「本部会員」という。）は納付する。	第1条 広島県薬剤師会保険薬局部会規程第5条の負担金は、本規程で定めるものとする。
第2条 本部会員の納付する負担金は、次のとおりとする。	第2条 保険薬局部会員（以下「本部会員」という。）の納付する負担金は、次のとおりとする。

2. 理由

文言の修正のため。